

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との 関連
埼玉県	埼玉県環境基本条例(平成 6 年 12 月)	○
	埼玉県環境基本計画(平成 24 年 7 月)	○
	埼玉県土地利用基本計画(平成 25 年 2 月)	○
	埼玉県国土利用計画(第四次)(平成 22 年 12 月)	○
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画)(平成 27 年 5 月)	○
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画(平成 28 年 3 月)	○
	埼玉県 5 か年計画(平成 24 年 6 月)	○
	埼玉県広域緑地計画(平成 24 年 7 月)	○
	和光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 26 年 3 月 28 日告示)	○
和光市	第四次和光市総合振興計画 基本構想(改訂版)(2011～2020)(平成 28 年 3 月)	○
	和光市都市計画マスタープラン改訂版(平成 26 年 3 月)	○
	第 2 次和光市環境基本計画改訂版(平成 28 年 3 月)	○
	和光市景観計画(平成 21 年 3 月)	○

表6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成6年12月)	<p>事業者は、事業活動に伴い生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 各立地企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、各立地企業に指導する。
埼玉県環境基本計画 (平成24年7月)	<p>21世紀半ばを展望した4つの長期的な目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり ・ 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり ・ 環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。 ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
埼玉県土地利用基本計画 (平成25年2月)	<p>計画地は「圏央道地域」に区分され、圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくとされている。また、工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
埼玉県国土利用計画 (第四次) (平成22年12月)	<p>「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、4つの基本方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の有効利用 ・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・ 安心・安全な県土利用 ・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、各立地企業に指導する。
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成27年5月)	<p>2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を2005年比21%削減することを目標として、7つのナビゲーションが提示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型で活力ある産業社会づくり ・ 低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・ 低炭素型ライフスタイルへの転換 ・ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・ 低炭素で潤いのある田園都市づくり ・ 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策) ・ 低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス(CO₂)への対策として、計画地内に緑地及び公園等を整備する。 ・ 各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県5か年計画 (平成24年6月)</p>	<p>平成24年度～28年度の5年間の計画期間として、埼玉県は3つの将来像の実現を目指すこととしている。</p> <p>【埼玉県の目指す3つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心を実感する埼玉 ・ チャンスあふれる埼玉 ・ 生活を楽しむ埼玉 <p>分野別施策として、県政を5つの分野に整理し、16の基本目標と57の施策により構成され、「環境を守り育てる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりと川を再生し自然と共存する ・ エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ ・ 環境負荷の少ない循環型社会を創造する <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの再生(身近な緑の保全・創出・活用) ・ みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全) ・ 川の再生 ・ 生物多様性保全の推進 ・ 環境に配慮した産業社会の構築 ・ 低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ・ 再生可能エネルギー活用の推進 ・ 公害のない安全な地域環境の保全 ・ 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 各立地企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 各立地企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>埼玉県広域緑地計画 (平成24年7月)</p>	<p>身近な緑に関する施策の方針として、3つの基本方針とそれぞれの展開方針を掲げている。</p> <p>【基本方針及び展開方針】</p> <p>①緑を守り、つくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な緑を守る ・ 新たな緑を作る <p>②緑の質を向上させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かい緑のネットワークを形成する ・ 緑を適切に管理する <p>③緑の担い手を拡大する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動等の充実を図り、県民運動としての緑の保全・再生を推進する ・ 市町村と連携・協調して緑の保全・再生を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に緑地及び公園等を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
<p>和光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成26年3月28日告示)</p>	<p>【地域毎の市街地像】</p> <p>産業拠点について、和光北インターチェンジ周辺地区は、周辺の環境に配慮した産業を集積する工業地を形成するとされている。</p> <p>主要な都市計画の決定の方針として、以下の方針が掲げられている。</p> <p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <p>○主要用途の配置の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業地 <p>工業生産活動・流通業務機能の利便を促進するとともに、公害の発生を防止するため、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況及び周辺の土地利用を勘案して配置する。</p> <p>本区域の産業の振興と就業機会の確保などを図るため、産業拠点に配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業用地については、周辺土地利用等を考慮した配置とする計画である。

表6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
第四次和光市総合振興計画 基本構想(改訂版)(2011～2020)(平成28年3月)	和光市が目指す都市の将来像を掲げ、その実現に向けて、住民、NPO、市民団体などと行政がともに目指す目標を基本目標として具体的に示し、さらに、その基本目標を達成するための様々な取組を体系的に示したもの。 【交通の利便性を生かした産業拠点の整備】 ・ 施策の目的 東京外かく環状道路などの優れた交通条件をいかし、和光北インター地域に先端的な研究・開発施設及び物流関連施設等の新たな産業拠点を整備するとされている。	・ 計画地は和光北インターに近接した地域であり、交通条件を活かし、隣接する住宅等と調和した産業拠点を整備する計画である。
和光市都市計画マスタープラン改訂版(平成26年3月)	市民・事業者・行政が一体となって、地域に根ざしたまちづくりを進めていくための基本的な方針を定めたもの。 【将来の全体都市構想】 ・ 新産業ゾーン 和光北インターチェンジ周辺部は、広域的な交通条件を生かし、隣接する住宅地や自然と調和する新産業・物流業務の立地用地として活用を図るとされている。	・ 計画地は和光北インターに近接した地域であり、交通条件を活かし、隣接する住宅等と調和した産業拠点を整備する計画である。
第2次和光市環境基本計画改訂版(平成28年3月)	3つの「望ましい姿」を柱として、具体的で実効性のある環境施策を展開するとしている。 【施策体系と重点方針】 ○望ましい姿1 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち ・ 方針1[重点方針] 自然環境の保全 ・ 方針2 都市・自然・歴史文化の共存 ・ 方針3 美しい景観の保全と育成 ○望ましい姿2 安全で住み良い環境を未来につなぐまち ・ 方針1[重点方針] 地球温暖化対策の推進 ・ 方針2 循環型社会の形成 ・ 方針3 住みやすい生活環境の形成 望ましい姿3 環境を育てる心がつながるまち ・ 方針1[重点方針] パートナーシップの仕組みづくり ・ 方針2 環境活動の支援・推進 ・ 方針3 環境活動に関する情報・人材・活動拠点の確保	・ 計画地は和光北インターに近接した地域であり、交通条件を活かし、隣接する住宅等と調和した産業拠点を整備する計画である。
和光市景観計画(平成21年3月)	まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進し、市民のまちへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくことを目的としている。 【まちなみの形成】 ・ 周辺のまちなみと調和した市街地景観の形成 ・・・工業・流通業務系土地利用 工場や業務施設が立地する地域では、閉塞感や威圧感の軽減に配慮した色彩などに配慮し、周辺のまちなみとの調和に配慮した、落ち着いた市街地景観を形成する	・ 計画地は和光北インターに近接した地域であり、交通条件を活かし、隣接する住宅等と調和した産業拠点を整備する計画である。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表 6-3(1)～(2)に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)、「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年条例第 57 号)に基づく地下水採取規制地域などに指定されている。

表 6-3(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等		
		計画地	調査対象地域			
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	×	×		埼玉県立自然公園条例
		都立自然公園	—	×		東京都自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全体法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例	
		都自然環境保全地域	—	×	東京における自然の保護と回復に関する条例	
	自然遺産	×	×	世界遺産条約		
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全体法	
		特別緑地保全地区	×	○	都市緑地法	
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
		国指定鳥獣保護区	×	×		
		県指定鳥獣保護区	×	○		
		特別保護地区	×	×		
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○			
指定猟法禁止区域		×	×			
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約			
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法		
	砂防指定地	×	×	砂防法		
	保安林	×	×	森林法		
	河川区域	×	○	河川法		
	河川保全区域	×	○			
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法		
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法		
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
		○	○	埼玉県生活環境保全条例		
—		○	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例			
土地 利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法		
	農用地区域	×	×	農業振興地域の整備に関する法律		
	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法		

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

表 6-3(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等
		計画地	調査対象地域	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・都・市・区指定)	×	×	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	和光市文化財保護条例
		—	○	朝霞市文化財保護条例
		—	×	さいたま市文化財保護条例
		—	○	戸田市文化財保護条例
		—	○	東京都文化財保護条例
		—	○	東京都板橋区文化財保護条例
		—	×	練馬区文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	○	都市計画法
	景観計画区域	○	○	景観法・和光市景観条例
		—	○	朝霞市景観条例
		—	○	さいたま市景観条例
		—	○	戸田市都市景観条例
		—	○	東京都板橋区景観条例
—	○	練馬区景観条例		

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表 6-4 に示すように、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態を保持するべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	計画地周辺には、項目によって環境基準を上回る地域が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地内には学校、病院、住居等が分布していることから環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及びその周辺には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及びその周辺には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地周辺には農業用水路が分布するが、計画地内は平坦な地形であり、主に事業場、住居、道路及び畑地等が分布する人工改変地であることから、良好な保水機能を有する地域ではない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地内は平坦な地形であり、主に事業場、住居、道路及び畑地等が分布する人工改変地であることから、大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地内は平坦な地形であり、主に事業場、住居、道路及び畑地等が分布する人工改変地であることから、重要な地形・地質等は存在しない。	×
生物多様性の確保を留めたい配慮事項	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地及びその周辺には分布しない。	×
	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地周辺には、埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地内は平坦な地形であり、主に事業場、住居、道路及び畑地等が分布する人工改変地であることから、生態系保護上特に重要な地域等には該当しない。	×
人と自然の豊かな環境を保持するべき配慮事項	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地周辺には、動物、植物の生息・生育空間が分布する。	○
	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地及びその周辺には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地周辺には寺社等が立地しているため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地周辺にはアグリパーク農業体験センターや市民農園等が分布していることから、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地周辺には午王山特別緑地保全地区、アグリパーク農業体験センター及び市民農園等が分布していることから、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
環境への負荷を低減するべき配慮事項	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地周辺に市町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。	×
	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	実行可能な範囲で廃棄物等の排出を抑制し、リサイクル推進する計画とする。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガス等の排出を抑制した計画とする。	○
一般環境中の放射性物質の拡散・流出による影響を留めたい配慮事項	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
	放射性物質の拡散・流出による影響	計画地及び周辺地域には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

和光市は、東京外環自動車道、一般国道 254 号、県道練馬川口線及び一般国道 254 号バイパスが位置し、道路交通利便性の高さから、企業の進出希望は高く、潜在的なニーズも考慮すると開発圧力が非常に高まっている状況である。

このような背景から和光市においては、総合振興計画、都市マスタープラン等で、和光北インターチェンジ周辺地域を“新産業・物流ゾーン”として位置づけ、利便性の高い広域的な交通条件を生かし、新産業・物流機能を集積した産業拠点の整備を進めている。

本事業は、これらの背景を受け、土地区画整理事業による道路、公園・緑地、住宅用地、産業用地等の整備を図り、無秩序な開発の防止、まとまりのある良好な市街地の形成と都市の健全な発展、交通渋滞の緩和等に寄与するものである。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

本事業の計画地は、「6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由」でも記載したように、総合振興計画、都市マスタープラン等で、和光北インターチェンジ周辺地域を“新産業・物流ゾーン”として位置づけ、利便性の高い広域的な交通条件を生かし、新産業・物流機能を集積した産業拠点の整備を進めていることから、実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6-3 及び表 6-4 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 6-5 に示すとおりである。

表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区 分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	計画地内には学校、病院、住居等が分布していることから、これらの施設等への影響の回避または低減に努める。 なお、一部の項目で環境基準を上回る地域が存在することから、今後の現地調査の状況に応じて、影響の回避または低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、計画地内に公園及び緑地を整備する。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減または代償に努める。 動植物の生息・生育空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内における公園及び緑地を整備する。	計画地の植栽や建築物の色彩等の周辺景観との調和に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、公園及び緑地を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガスの吸収源対策として、進出企業に緑化を促すよう努める。	特になし。